

令和3年 第1回

福岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

(令和3年2月8日)

目 次

日時・場所	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
議事補助員	1
議事日程・会議に付した事件	1
開会・開議	3
日程第1 議席の指定	3
日程第2 選挙第1号 副議長の選挙	3
日程第3 会期の決定	4
日程第4 会議録署名議員の指名	4
日程第5 諸般の報告	4
日程第6 議員提出議案 福岡県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正第1号 正について	5
日程第7 議案第1号 令和2年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	6
日程第8 議案第2号 令和3年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	7
日程第9 議案第3号 令和3年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	7
日程第10 議案第4号 福岡県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	14
日程第11 議案第5号 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	15
日程第12 同意第1号 監査員の選任について	16
日程第13 一般質問	17
日程第14 請願第1号 後期高齢者の医療費窓口負担増の中止を求める請願	23
日程第15 請願第2号 後期高齢者医療費「窓口2割負担」導入の撤回を求める請願	23
日程第16 請願第3号 「後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める」意見書を国に提出してください	23

日程第 17	請願第 4 号	「75 歳以上後期高齢者医療費窓口負担の現状維持を 求める」意見書を国に提出してください……………	23
閉会	……………		26
会議録署名	……………		27

日時・場所

令和3年2月8日（月） 午後2時00分

博多サンヒルズホテル 2階 瑞雲の間

（福岡市博多区吉塚本町13番55号）

出席議員（24名）

2番 世良 俊明	4番 尾花 康広	5番 山田 ゆみこ
6番 中山 郁美	7番 関 好孝	8番 原口 和人
11番 金子 健次	13番 倉重 良一	15番 福田 浩
16番 井本 宗司	17番 岡本 陽子	19番 原崎 智仁
20番 有吉 哲信	21番 林 裕二	22番 月形 祐二
23番 笹栗 純夫	25番 木原 忠	26番 阿部 寛治
27番 横尾 武志	29番 井上 利一	30番 田頭 喜久己
31番 中山 哲志	32番 渡邊 元喜	33番 道 廣幸

欠席議員（10名）

1番 西田 一	3番 讃井 早智子	9番 上野 伸五
10番 北山 隆之	12番 三田村 統之	14番 田中 純
18番 楠田 大蔵	24番 武末 茂喜	28番 岡崎 邦博
34番 新川 久三		

説明員

広域連合長	二場 公人	事務局長	米田 昭彦
事務局次長	河口 晴好	会計管理者	原 房枝
総務課長	兒島 貴美子	保険課長	梅田 和宏
健康企画課長	久保田 伸児		

議事補助員

書記 平田 典子	書記 岩本 優太
----------	----------

議事日程・会議に付した事件

日程第1	議席の指定	
日程第2	選挙第1号	副議長の選挙
日程第3	会期の決定	
日程第4	会議録署名議員の指名	

日程第 5	諸般の報告	
日程第 6	議員提出議案 第 1 号	福岡県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部 改正について
日程第 7	議案第 1 号	令和 2 年度福岡県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 8	議案第 2 号	令和 3 年度福岡県後期高齢者医療広域連合 一般会計予算
日程第 9	議案第 3 号	令和 3 年度福岡県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計予算
日程第 1 0	議案第 4 号	福岡県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で非常 勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改 正について
日程第 1 1	議案第 5 号	福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関 する条例の一部改正について
日程第 1 2	同意第 1 号	監査委員の選任について
日程第 1 3	一般質問	
日程第 1 4	請願第 1 号	後期高齢者の医療費窓口負担増の中止を求める請願
日程第 1 5	請願第 2 号	後期高齢者医療費「窓口 2 割負担」導入の撤回を求 める請願
日程第 1 6	請願第 3 号	「後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求め る」意見書を国に提出してください
日程第 1 7	請願第 4 号	「7 5 歳以上後期高齢者医療費窓口負担の現状維持 を求める」意見書を国に提出してください

■開会・開議（午後２時０３分）

○議長（阿部 寛治） 皆さん、こんにちは。議長の阿部でございます。

開会に先立ち、議員の皆様申し上げます。

広域連合長から、議案第５号について議案の訂正がありましたので、正誤表を机上に配付しております。

また、皆様に申し上げます。

本定例会においては、新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクの着用をお願いいたします。

なお、議場内の換気を図るため、会議中も議場出入口を解放したままとするなど、通常とは異なる運営を行ってまいりますので、御了承ください。

それでは、ただいまから、令和３年第１回福岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

現在の出席議員数は、２４名でございます。議員定数は３４名で、定足数は１７名です。

よって、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元の配付のとおりです。

■日程第１ 議席の指定

○議長（阿部 寛治） 日程第１、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第４条第１項の規定により、現在、御着席の席をもって議席といたします。

■日程第２ 副議長の選挙

○議長（阿部 寛治） 次に、日程第２、選挙第１号「副議長の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選としたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。よって、副議長の選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。指名方法については、議長において指名することとしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。福岡県後期高齢者医療広域連合議会副議長に、宗像市議会の副議長であります、17番、岡本 陽子 議員を指名いたします。

お諮りします。岡本 陽子 議員を副議長の当選人と定めることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。よって、岡本 陽子 議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました岡本 陽子 議員が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

それでは、岡本副議長、就任の御挨拶をお願いいたします。

○副議長（岡本 陽子） ただいま副議長就任に御賛同いただきました、宗像市の岡本でございます。

広域連合が担う後期高齢者医療制度の安定運営に向けて、阿部議長を支え、また、力を合わせながら、本議会の円滑な運営に努めてまいりたいと思います。どうか、議員の皆様方の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、はなはだ簡単ではございますが、就任のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部 寛治） ありがとうございます。

■日程第3 会期の決定

○議長（阿部 寛治） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日としたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決定しました。

■日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（阿部 寛治） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、20番 有吉 哲信 議員、25番 木原 忠 議員を指名いたします。

■日程第5 諸般の報告

○議長（阿部 寛治） 日程第5、諸般の報告を行います。

まず、議員異動の報告です。

27番 横尾 武志 議員。

○27番（横尾 武志） 芦屋町の横尾でございます。

それでは私の方から、議員提出議案第1号、福岡県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正についての提案理由を説明いたします。

表紙に議員提出議案と書かれた議案書の1ページを御覧ください。

本議案は、議会に対して請願を行う際に、会議規則において、請願者が押印することを義務付けている規定について、請願者の負担軽減並びに行政手続きの簡素化のため、押印の義務を廃止するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。議員の皆様の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部 寛治） 議員提出議案第1号について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決いたします。

本件について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を願います。

（賛成議員の起立）

全員賛成です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

■日程第7 議案第1号 令和2年度福岡県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長（阿部 寛治） 日程第7、議案第1号「令和2年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田事務局長。

○事務局長（米田 昭彦） それでは、議案第1号について御説明させていただきます。

別冊の予算議案書で説明したいと思いますので、御準備の方をよろしくお願いいたします。

5ページをお願いいたします。

令和2年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の補正として歳入歳出予算の総額に、それぞれ4,167万2,000円を増額し、歳入歳出それぞれ、7,713億1,651万3,000円とするとともに、債務負担行為を追加するものでございます。

補正の内容について御説明させていただきます。

6ページをお願いいたします。

まず、下の表の歳出についてですが、特別高額医療費共同事業拠出金が確定したことに伴い、歳出予算に4,167万2,000円の不足が生じたので、増額補正するものであります。上の表の歳入につきましては、歳出予算の財源として、特別高額医療費

共同事業交付金を同額追加計上するものであります。

なお、詳細につきましては、11ページ以降に事項別明細書を掲載しております。

7ページをお願いいたします。

新たに追加いたします債務負担行為について御説明いたします。

表の上段、簡易申告書製作等業務委託料から下段の健康診査（歯科）受診券発行業務委託料までの令和3年度の業務委託10件につきまして、安定的に業務を遂行するために、入札等の契約行為を令和2年度中に実施する必要があるため、新たに債務負担行為を追加するものであります。

以上、議案第1号、令和2年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） 議案第1号について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決いたします。

本件について、原案のとおり可決することに賛成の議員は、起立願います。

（賛成議員の起立）

ありがとうございます。

賛成多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

■日程第8 議案第2号 令和3年度福岡県後期高齢者医療広域連合
一般会計予算

■日程第9 議案第3号 令和3年度福岡県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計予算

○議長（阿部 寛治） 日程第8、議案第2号「令和3年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び、日程第9、議案第3号「令和3年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」の2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田事務局長。

○事務局長（米田 昭彦） それでは、議案第2号と議案第3号を一括して御説明させていただきます。

恐れ入りますが、先ほどの別冊の予算議案書をお願いいたします。

まず、議案第2号、令和3年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の内容について御説明いたします。

21ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、3億5,616万3,000円となっております。

28ページ、29ページをお願いいたします。

初めに、歳入の主なものについて御説明いたします。1款1項1目「市町村負担金」

では、構成市町村からの事務費負担金、3億5,454万4,000円を計上しております。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

30ページ、31ページをお願いいたします。

上段の1款1項1目「議会費」は、広域連合議会の運営に必要な経費でございまして、95万1,000円を計上しております。費用の内訳につきましては、右端説明欄に記載のとおりであります。下段の2款総務費1項1目「一般管理費」では、広域連合職員の給与関係費2億8,306万円や庶務関係費780万5,000円など、3億5,002万円を計上しております。

以上が、議案第2号、令和3年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の説明であります。

続きまして、議案第3号、令和3年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の内容について御説明いたします。

43ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、7,764億7,871万5,000円となっております。

また、債務負担行為、一時借入金の限度額などについて定めております。

52ページ、53ページをお願いいたします。

歳入の主なものについて御説明いたします。

1款1項「市町村負担金」では、構成市町村からの事務費、保険料及び療養給付費の負担金、1,371億9,270万9,000円を計上しております。

2款1項「国庫負担金」では、療養給付費や高額医療費に対する国の負担分、1,882億5,459万1,000円を計上しております。

2款2項「国庫補助金」は、広域連合間における被保険者に係る所得の格差による財政の不均衡を是正することを目的に交付される普通調整交付金と、災害などの特別な事情がある広域連合に対して交付される特別調整交付金が主なものでございまして、667億6,404万9,000円を計上しております。

3款1項「県負担金」では、療養給付費及び高額医療費に対する県の負担分、651億3,477万9,000円を計上しております。

4款1項「支払基金交付金」は、現役世代からの支援金でございまして、3,123億156万2,000円を計上しております。

7款1項「基金繰入金」は、運営安定化基金からの繰入金として、55億6,809万円を計上しております。

なお、54、55ページにありますように、昨年度は、8款「繰越金」で前年度繰越金

49億円余りを見込み計上しておりましたが、今回は、令和2年度決算が確定する令和3年6月以降の予算編成において必要に応じ予算計上することとしたため、令和3年度

当初予算では、科目存置として1,000円の予算計上としております。

次に歳出の主なものについて御説明いたします。

56ページ、57ページをお願いいたします。

1款1項1目「一般管理費」は、保険給付の事務執行にかかる経費等でございまして、12億3,609万4,000円を計上しております。

主なものとしましては、レセプト点検関係費2億7,875万5,000円や61ページ記載の電算関係費3億9,120万7,000円を計上しております。

62ページ、63ページをお願いいたします。

2款1項1目「療養給付費」は、医療機関等に支払う医療給付費でございまして、前年度と比べて約105億円増の7,552億1,878万5,000円を計上しております。

2款1項2目「訪問看護療養費」は、被保険者が居宅において訪問看護を受けた場合に支給するものでございまして、69億3,356万9,000円を計上しております。

2款2項1目「高額療養費」は、医療費の自己負担額が一定の基準を超えた場合に支給するものでございまして、70億8,764万8,000円を計上しております。

2款2項2目「高額介護合算療養費」は、後期高齢者医療と介護保険の自己負担額の合計額が一定の基準を超えた場合に支給するものでございまして、11億5,559万5,000円を計上しております。

64ページ、65ページをお願いいたします。

上段の3款1項1目「特別高額医療費共同事業医療費拠出金」は、著しく高額な医療費が発生した場合に、その費用を全国の広域連合が共同で負担する特別高額医療費共同事業への拠出金として、2億8,350万5,000円を計上しております。下段の4款1項1目「健康診査費」は、65ページ記載の健康診査費10億326万8,000円及び67ページ記載の歯科分の健康診査費2,948万円の合計10億3,274万8,000円を計上しております。

66ページ、67ページをお願いいたします。

4款1項2目「その他健康保持増進費」は、健康診査以外の被保険者の健康保持増進のための事業等で、10億9,860万円を計上しております。主なものとしましては、被保険者に対する健康づくり啓発事業関係費3,124万2,000円、69ページ記載の市町村と連携して実施する高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業関係費10億1,518万円などを計上しております。

なお、その他健康保持増進費は前年度に比べ、6億4,411万9,000円の増額となっておりますが、これは、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業関係費が実施市町村数の増加により事業費増となったことによるものであります。

最後に、債務負担行為について御説明いたします。

ページは戻りまして、46ページをお願いいたします。

これは、令和４年度以降に支出を要する経費で、令和３年度中に契約行為が必要なものについて債務負担行為を設定するものであります。内容は、表の事項に明記している上段、被保険者証作成等業務委託料から健康診査（歯科）受診券発行業務委託料までの１３件になります。

以上、議案第３号、令和３年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について説明を終わります。御審議の上、御賛同くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） 議案第３号について、質疑の通告がございましたので、これより質疑を行います。

質疑の回数は、会議規則第４９条の規定により、同一議員につき３回までです。再質疑を行う際は、挙手して議長とお呼びください。

また、質疑の時間は、会議規則第５０条第１項の規定により、同一議員につき、答弁時間を除き、３回合計で、１０分以内としますので、御了承ください。１分前に予鈴を鳴らします。

では、６番、中山 郁美 議員。

○６番（中山 郁美） 皆さんこんにちは。福岡市議会議員の中山 郁美でございます。新型コロナウイルスで亡くなりになった方々に心よりお悔やみを申し上げますとともに、闘病中の方々にお見舞いを申し上げます。

私は、議案第３号 令和３年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について、質疑を行います。本議案は、令和３年度福岡県における後期高齢者医療被保険者にかかる保険給付費を約７，７２８億円と見込み、その他の健診事業等の経費を加え、予算総額を７，７６４億７，８７１万５，０００円とするものであり、今年度の予算規模を、約１２２億円も上回るものとなっております。

そこでまず、保険給付費についてです。現在、執行中の令和２年度、２０２０年度特別会計予算は昨年２月１３日の本連合議会において可決されたものですが、その直後に県内で初のコロナ感染者が発見されて以来、まさに猛威を振るう新型コロナとの戦いの影響が直撃するものとなりました。新型コロナは、特に高齢者や基礎疾患を持つ人に感染すると、大きな打撃を与え、高い死亡率をもたらすことが明らかとなっており、県内約７０万人に及ぶ後期高齢者の外出や行動に関する大きな変容をもたらすものとなりました。報道等によると、新型コロナへの感染防止のため、医療機関での受診を控える受診抑制が起き、その影響を受け、保険給付費も減少しているということです。そこで、令和２年度の現段階における保険給付費は、予算に比して減額になっていると思いますが、その状況についてお尋ねします。また、その要因について、どのように分析しているか説明を求めます。

新型コロナの感染収束時期は残念ながら見通せる状況にはなっておらず、今後も一定期間戦いは続くと思込まれます。そのような中、新年度予算は、被保険者の受診抑制の

傾向が一定期間続くことを踏まえたものにすべきであります。ところが、今回新年度予算の内訳を見ると保険給付費は今年度当初、まだコロナが発生していない時点で見込んだ予算と比べて115億円も増える前提となっております。そこで、その理由についてお尋ねします。

次に、保険料についてです。後期高齢者医療の被保険者が納める保険料は、負担能力に照らして高すぎるということが制度発足当初から大きな問題となっていました。2年ごとに見直される保険料は、今年度と新年度が第7期保険料として設定されていますが、昨年、保険料決定の際には前期と比べて大幅な引き上げとなることについて、私は反対をいたしました。しかし、賛成多数で決せられた今期保険料は、やはり重い負担となり、被保険者を苦しめています。この保険料が見直されることなく、そのまま新年度も賦課されようとしております。そこで、令和3年度予算における一人当たり保険料はいくらで計算されているのか、また負担能力に照らして重過ぎる負担になっているのか、御所見を伺います。

以上で1問目は終わり、2問目以降は発言者席にて行います。

○議長（阿部 寛治） 次に答弁を求めます。

○事務局次長（河口 晴好） 議長。

○議長（阿部 寛治） 河口事務局次長。

○事務局次長（河口 晴好） まず、保険給付費についての御質問にお答えいたします。

保険給付費の状況と要因についてのお尋ねでございますが、令和3年1月末までに支出した保険給付費は、令和2年度予算における同時期の執行見込み額と比較して、約4.2%の減額となっています。減額の要因ですが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う、被保険者の皆様の予防行動としての外出控え、医療機関の受診控えが影響しているものと考えています。

また、令和3年度予算で保険給付費を増額している理由についてのお尋ねですが、令和3年度予算の保険給付費の算定に当たりましては、過去の実績の平均伸び率から令和3年度の一人当たり給付費の増加率を0.66%と推計し、被保険者数についても、動態見込みに基づく増加率を0.89%と推計しています。

したがって、保険給付費につきましては、対前年度比1.51%の増額を見込んでいるものでございます。

なお、算定に当たりましては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けたと思われる統計データは、算定の基礎から除外をいたしております。

次に、保険料についての御質問にお答えいたします。

令和3年度予算におけます一人当たり保険料は、8万3,820円を見込んでおります。

また、負担能力に照らした保険料負担についての御質問にお答えをいたします。

保険料額は、被保険者全員が負担する均等割と、所得に応じて負担する所得割で構成

されています。所得割は負担能力に応じて算出するものであり、均等割につきましても、所得の低い方に配慮して、7割軽減、5割軽減、2割軽減といった軽減措置が設けられています。こうした保険料額の算定の仕組みや均等割の軽減措置の設定状況から、現在の保険料は、負担能力を踏まえ、適切に算定されていると考えています。

以上でございます。

○6番（中山 郁美） 議長。

○議長（阿部 寛治） 6番、中山 郁美 議員。

○6番（中山 郁美） まず、保険給付費についてです。

今年度の保険給付費は現時点で予算よりも4.2%減額になっているとのことでした。要因は、やはり新型コロナです。医療機関での感染を避けるために受診控えが起きたり、健診を受ける機会そのものも減ったりしたと考えられます。2回に渡る緊急事態宣言の時期を中心にして不要不急の外出や会合などの自粛が呼びかけられたことを始め、人と人との接触そのものを極力避けることが社会全体に求められる中、介護施設に入所したり医療機関に入院したりしている高齢者には面会さえできない状況になるなど、これまで経験したことのない苦労が高齢者を襲っています。75歳以上の高齢者と65歳以上で身体等への一定の障害が認定されている方で構成される後期高齢者医療が、とりわけ大きな影響を受けています。だとすれば、新年度の保険給付費は、引き続き例年より低い水準でとどまるはずであることを前提に考えるべきであります。

しかし答弁では、被保険者の数が増えて、そして、例年の伸び率を勘案してなどの理由で保険給付費について、コロナ発生前に立てた今年度予算よりもさらに115億円も増えると見込んでいる。あまりにも現実性のない、非科学的な数字になっております。保険給付費の見込みは、保険料を設定する際の前提、土台であり、この算定は極めて重要なものであり、エビデンスに基づく算定をしなければなりません、あまりにもずさんな見込みであります。もし、保険給付費が大幅に減るなら保険料も当然引き下げるべきです。

しかし、保険料については、新年度も引き続き一人当たり8万3,000円を超えるという額で予算立てしているとの答弁がありました。昨年、予算審議で確定された第7期保険料は、ついに8万円台を大きく超えた史上最高額となり、今年度から賦課され、高すぎて払えないとの悲鳴が上がっております。新年度もこの高い水準で賦課するというのは理解できません。今年度と新年度の保険給付費は、いずれも見込みより大きく減額になるというのは、すでに明らかであります。その実態を直視するなら、こんなに高い保険料を搾り取る必要はないのであります。

そこで、被保険者が使った医療費は大幅に減っているのに、令和3年度も引き続き史上最高額の保険料のまま押し付けることに道理はないのではないか、御所見を伺います。

以上で2問目を終わります。

○議長（阿部 寛治） 次の答弁をお願いします。

○事務局長（米田 昭彦） 議長。

○議長（阿部 寛治） 米田事務局長。

○事務局長（米田 昭彦） お答えします。

保険料を算定するための保険料率につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律により、2年を通じ、財政の均衡を保つことができるものでなければならない旨が規定されております。全国統一の制度といたしまして、保険料率を2年単位で設定することとなっており、令和3年度は改定時期に当たらないため、保険料率の改定はできないものと考えております。

なお、令和2年度及び令和3年度決算において、剰余金が生じた、若しくは生じる見込みの場合は、令和3年度に行う令和4年度、令和5年度の保険料率改定に向けた算定の際に、収入の一部として保険料率を算定することとなっております。

以上でございます。

○6番（中山 郁美） 議長。

○議長（阿部 寛治） 6番、中山 郁美 議員。

○6番（中山 郁美） 新年度の保険給付費については、先ほどの答弁について、修正されることはありませんでした。新型コロナの影響をそんなに楽観して良いのか、その姿勢が問われております。新年度はまだ始まっていませんから、あくまでも見込みだと言われるでしょうが、今年度の数字だけ見ても、保険給付費は見込みより大きく減額となっているのは事実です。この分は少なくとも取り過ぎた分の保険料として、被保険者にお返しするのが当然ではありませんか。剰余金にして次期保険料の設定の時に活用したり、基金に積み立てて今後活用したりするという答弁をされましたけれども、これでは、今現在困窮している被保険者を救うことはできません。コロナの下で様々な困難を強いられ、今後の生活への不安が増大し、お孫さんと会ったり、友人と会食したりする生きがいさえ奪われている被保険者に対して、せめて保険料負担を軽減して、経済的な不安を和らげ、希望を与えるべきではないでしょうか。

したがって、令和3年度予算については、コロナ禍のことでの被保険者の状況に見合うように抜本的に組み替えるとともに、保険料負担を軽減する手立てを取るべきではないか、答弁を求めて私の質疑を終わります。

○事務局長（米田 昭彦） 議長。

○議長（阿部 寛治） 米田事務局長。

○広域連合長（米田 昭彦） 令和3年度予算についての御質問にお答えします。

まず、予算編成におきましては、法令の定めるところに従い、かつ、合理的な基準によりその経費を算定し計上しなければならないものでありまして、執行に支障を来たさないよう対応しなければなりません。

令和3年度の予算編成におきましても、被保険者である後期高齢者の皆様が、安心して医療機関等を受診できますよう、過去の統計データなどにに基づき適切に保険給付費を

算出し予算計上しており、組み替えることは考えておりません。

保険料につきましても、令和３年度は、保険料率の改定時期に当たらないため、見直すことは考えておりません。

なお、新型コロナウイルスの影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料につきましては、令和２年１２月末現在で、１,０７１件、６,５８８万６,６６０円の減免を実施している実績がございます。

今後とも、保険料につきましては、２年に１度の保険料率の改定時期に合わせて、保険料率を適切に改定していくとともに、保険料の減免制度につきましても、必要に応じて適切に活用してまいります。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 通告のございました質疑は、以上です。これにて質疑を終わります。討論の通告はございませんので、これより採決いたします。

まず、議案第２号、令和３年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について、採決をいたします。

本件について、原案のとおり可決することに賛成の議員は、起立願います。

（賛成議員の起立）

賛成多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３号、令和３年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本件について、原案のとおり可決することに賛成の議員は、起立願います。

（賛成議員の起立）

ありがとうございました。

賛成多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

■日程第１０ 議案第４号 福岡県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（阿部 寛治） 日程第１０、議案第４号「福岡県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田事務局長。

○事務局長（米田 昭彦） それでは、議案第４号について、御説明させていただきます。

恐れ入りますが、条例議案の１ページをお願いいたします。

議案第４号、福岡県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び

費用弁償に関する条例の一部改正の提案理由でございますが、監査委員の報酬の支払方法につきまして、所要の改正を行うものでございます。

2 ページは条例改正文でございます。

3 ページは新旧対照表でございます。

新旧対照表で御説明いたします。

3 ページをお願いいたします。

別表で定めています特別職の職員で非常勤のものうち、監査委員の報酬の支払方法につきまして、地方自治法第292条により準用する同法第203条の2第2項の規定に基づき、月額による支給から、勤務日数に応じた日額による支給に改めるものでございます。

なお、施行日は公布の日といたしております。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

○議長（阿部 寛治） 議案第4号について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決いたします。

本件について、原案のとおり可決することに賛成の議員は、起立願います。

（賛成議員の起立）

ありがとうございます。

全員賛成です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

■日程第11 議案第5号 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

○議長（阿部 寛治） 日程第11、議案第5号「福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田事務局長。

○事務局長（米田 昭彦） それでは、議案第5号について、御説明させていただきます。

恐れ入りますが、条例議案の4ページをお願いいたします。

議案第5号、福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正の提案理由でございますが、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額を軽減する均等割額軽減判定基準について、所要の改正を行うものでございます。

5 ページ、6 ページは条例改正文でございます。

7 ページから10 ページまでは新旧対照表でございます。

詳細につきましては、別冊で用意しております議案に関する説明書というものがござ

いますので、それをお願いいたします。

議案に関する説明書の最後のページ、7ページをお願いいたします。

2の改正の内容の表を御覧ください。

均等割額軽減判定基準につきましては、これまで政令の規定に基づき、改正前に示すように基準が定められておりましたが、平成30年度税制改正において、給与所得控除及び公的年金等控除を10万円引き下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げることとされたことに伴いまして、給与所得控除及び公的年金等控除の適用を受ける被保険者等の方々に対し不利益が生じないよう、改正後に示す基準のように政令が改正されましたので、所要の改正を行うものでございます。

政令の施行日が令和3年1月1日であり、令和3年度以降の保険料の算定から適用されることとなります。

条例の施行期日は公布の日であります。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

○議長（阿部 寛治） 議案第5号について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決いたします。

本件について、原案のとおり可決することに賛成の議員は、起立願います。

（賛成議員の起立）

ありがとうございます。

全員賛成です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

■日程第12 同意第1号 監査委員の選任について

○議長（阿部 寛治） 日程第12、同意第1号「監査委員の選任について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

二場広域連合長。

○広域連合長（二場 公人） それでは、同意第1号について、御説明させていただきます。

恐れ入りますが、人事同意議案の1ページをお願いいたします。

本案は、本広域連合の監査委員として御尽力いただいていた、故 谷口 一馬 様が誠に残念ながら令和2年9月30日に急逝されたことに伴い、その後任として、田原 誓成 氏を選任したく、福岡県後期高齢者医療広域連合規約第16条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

田原氏は、現在、朝倉市監査委員を務められており、履歴につきましては、議案に添付しております履歴書のとおりであります。

何とぞ、御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部 寛治） 同意第1号について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決いたします。

お諮りします。本件について、原案に同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

■日程第13 一般質問

○議長（阿部 寛治） 日程第13、一般質問を行います。

質問の回数は、会議規則第57条の規定により、同一議員につき3回までです。再質問を行う際は、挙手にて議長とお呼びください。

また、質問の時間は、会議規則第50条第1項の規定により、同一議員につき、答弁時間を除き、3回合計で、15分以内としますので、御了承ください。1分前に予鈴を鳴らします。

6番、中山 郁美 議員。

○6番（中山 郁美） 私は、後期高齢者医療における窓口負担2倍化問題について、一般質問を行います。菅政権は今年5月、後期高齢者が支払う医療費の窓口負担を1割から2割へと2倍に引き上げる医療制度改革関連法案を閣議決定しました。菅首相が議長を務める全世代型社会保障推進会議が最終報告に盛り込んでいたものであり、通常国会での成立を目指すとしています。2割負担は経済的事情による受診抑制を拡大し、高齢者の暮らしを破壊するものであり、医療関係者を始め、国民の多くが反対の声を上げています。その声に逆らい、負担増方針で合意した自民党、公明党の姿勢は重大です。

そこでまず、今回閣議決定された内容及び県内で対象となる被保険者数の見込みについてお尋ねします。この問題については、前安倍政権の下で検討が開始されて以降、本広域連合においても反対する意見書、請願が高齢者団体や医療関係団体から繰り返し出され、議論してきました。私もこの問題についての広域連合の姿勢を尋ね、国に対して検討中止を働きかけるよう求めてきました。本広域連合においては、単独での国への要望は行ってこなかったものの、全国後期高齢者医療広域連合協議会は、昨年11月12日付けの厚生労働大臣宛ての要望書において、大きく位置づけました。内容は、窓口負担の在り方については制度の根幹である、高齢者が必要な医療サービスを受ける機会の確保という観点から、今般の高齢者の生活実態や新型コロナウイルスの感染拡大など、様々な影響を踏まえ、慎重かつ十分な議論を重ねることというものであります。被保険者の立場に立った重要な内容であります。

しかし、社会保障推進会議においても内閣においても、その議論は到底コロナの影響や高齢者の生活実態を踏まえたものとはなっておらず、慎重かつ十分に検討したとは言えないものであります。お尋ねしますが、閣議決定された法案は、内容も議論の在り方

も、全国後期高齢者医療広域連合協議会として要望してきた内容に照らして容認し難いものだと思いますが、御所見を伺います。

以上で1問目を終わります。

○議長（阿部 寛治） 答弁を求めます。

○事務局次長（河川 晴好） 議長。

○議長（阿部 寛治） 河川事務局次長。

○事務局次長（河川 晴好） まず、閣議決定の内容及び窓口負担が2割となる福岡県内の被保険者数の見込みについての御質問にお答えをいたします。

令和2年12月15日に閣議決定された全世代型社会保障改革の方針の内容でございますが、団塊の世代が後期高齢者となり始めることで、若い世代が負担している後期高齢者に対する支援金の急増が見込まれる中、負担能力のある方に可能な範囲で御負担いただくことにより若い世代の負担を少しでも減らし、かつ、高齢者に必要な医療を確保し、自己負担割合の見直しで受診抑制などが生じないようにすることを総合的に勘案し、現役並み所得者を除く後期高齢者のうち、課税所得が28万円以上、かつ、単身世帯で年収200万円以上、複数世帯で年収合計が320万円以上の方に限り、医療費の窓口負担を2割とし、それ以外を1割とするというものでございます。

施行時期は、令和4年度後半までの間で、政令で定めることとされており、2割負担への変更により影響が大きい外来患者への配慮措置として、施行後3年間、一月分の負担増を最大でも3,000円に収める措置を導入することが盛り込まれています。

また、窓口負担が2割となる福岡県内の被保険者数の見込みでございますが、国では被保険者の約20%と推計しており、これを福岡県に当てはめると、約14万人となります。

次に、全国後期高齢者医療広域連合協議会の要望内容に照らしての所見についての御質問にお答えをいたします。

同協議会では、厚生労働大臣に対し、夏と冬の年2回、後期高齢者医療制度に関する要望を提出しています。その要望の中で、窓口負担の在り方につきましては、一つ目として、慎重な検討についての要望を令和元年6月に、慎重かつ十分な議論を重ねることについての要望を令和元年11月から毎回提出しています。二つ目として、やむを得ず窓口負担を引き上げる場合に激変緩和措置を講じることについての要望も令和元年11月から毎回提出いたしております。三つ目として、十分な周知期間を設けることについての要望を令和元年6月、令和2年8月及び11月に提出をいたしております。

今回の閣議決定に至るまで、国では、総理が議長となり、関係閣僚や有識者で構成される全世代型社会保障検討会議が令和元年9月から令和2年12月まで1年3か月をかけて12回開催され、その間、厚生労働省所管の社会保障審議会医療保険部会でも10回議題とされており、有識者を始め、医療関係団体、保険者、経済団体、自治体、市民団体等の各代表者により議論が重ねられています。

さらに、閣議決定された方針においても、2割負担への変更により影響が大きい外来患者への激変緩和措置として、施行後3年間、一月分の負担増を最大でも3,000円に収める措置の導入が盛り込まれ、令和4年度後半までの周知期間も設けられています。

こうしたことから、全国広域連合協議会が令和元年6月から行っている窓口負担の在り方についての要望に照らしても、十分御配慮いただいているものと考えています。

以上でございます。

○6番（中山 郁美） 議長。

○議長（阿部 寛治） 6番、中山 郁美 議員。

○6番（中山 郁美） 答弁によると、2割負担の対象は、単身世帯で年収200万円以上、夫婦とも75歳以上の世帯で年収320万円以上となり、福岡県においては、約70万人の被保険者の2割に当たる約14万人が該当するというものであります。開始は2022年10月から2023年10月までの間とされております。かつて2014年に70歳から74歳の窓口負担を2割にした際は、新たに70歳になった人から引き上げる措置がありましたが、今回はそのような段階的手法は取らないため、実施された途端に、対象となる年収の75歳以上は全員窓口負担が2倍化することになります。

90歳であろうと、100歳であろうと容赦ありません。冷酷極まりないやり方です。

また、外来患者では、3年間は負担の急増を抑える配慮措置を設けるとしてはいますが、負担増になることに変わりはありません。3年すれば負担は跳ね上がるわけです。高齢者は病気になりやすく、けがもしがちです。慢性疾患を複数抱える人も少なくありません。負担は計り知れないと思います。そもそも、この世代の高齢者は、細る年金収入のためにわずかな貯蓄を切り崩し、疾病による支出で一気に生活が破綻しかねない生活を送っているのが現状です。2019年の総務省による家計調査によると、生計費は高齢夫婦で構成する世帯の平均年収が280万円、月収23万円にとどまり、年間にすれば27万円の赤字となっています。

このように、暮らしを切り詰めている高齢者に対し、負担の2倍化を強行すればどうなるか明らかであります。窓口負担の2倍化は被保険者の受診抑制につながり、重篤化による手遅れや医療費の増大など深刻な事態を引き起こすのではないかと、御所見を伺います。

菅政権は窓口負担2倍化の最大の口実に、若い世代の保険料上昇を少しでも減らすことを上げております。先ほど、この国の立場を理解する国の代弁者のような答弁をされましたけれども、これは議論のすり替えであり、政府の責任放棄であります。2倍化することによって、現役世代が負担する支援金の伸びを抑制するとしていますが、2022年度ベースで720億円の抑制にすぎず、現役世代一人当たりになれば年間わずか800円程度安くなる程度です。結局、75歳以上の窓口負担2倍化は高齢者をお荷物扱いし、世代間の対立をあおり、分断を図って国の社会保障への責任を後退させ、公費投入を減らすことが狙いだと言わねばなりません。菅首相の言う、自助、共助であ

ります。この路線を強行すれば、現役世代は楽になるどころか親の世代の生活破綻や受診抑制を回避するために、これまで以上の援助、経費支出が必要となります。つまり、窓口負担の2倍化は、75歳以上の被保険者だけにとどまらず、被保険者世代を支える現役世代にも負担増となるのは必至だと考えますが、御所見を伺います。

また現在、新型コロナとの戦いに、国と自治体、国民が力を合わせ、立ち向かっていかなければならないときであります。検査体制の拡充による感染者の早期発見、保護、治療に政治が責任を果たすとともに、感染の不安がある方や、持病がある方の必要ときに受診できる体制を整えなければなりません。そのようなときに感染による重篤化のリスクが最も高い高齢者の窓口負担の2倍化を議論すること自体が、遠くない将来の負担増への不安をかき立て、この時期にも受診抑制を引き起こしかねないものであります。コロナ禍で高齢者の命と健康が脅かされる中での負担増の方針決定は、コロナ感染対策に逆行する暴挙だと思いますが、御所見を伺います。

以上で2問目を終わります。

○事務局長（米田 昭彦） 議長。

○議長（阿部 寛治） 米田事務局長。

○事務局長（米田 昭彦） まず、窓口負担が2割となる被保険者への影響についての御質問にお答えいたします。

閣議決定された全世代型社会保障改革の方針においても、自己負担割合の見直しにより必要な受診が抑制されるといった事態が生じないようにすることが不可欠と指摘しており、そのうえで、若い世代の保険料負担の上昇を少しでも減らしていくという課題と照らし合わせ、総合的に勘案し、負担能力のある一定所得以上の方、国の推計では被保険者の約20%を占める所得上位者に限り、医療費の窓口負担割合を2割とし、それ以外の方は1割とされたものであり、被保険者への影響は最小限に抑えられたものと考えています。

また先ほど、次長の答弁にもありましたように、2割負担への変更により影響が大きい外来患者に配慮し、激変緩和措置として、施行後3年間、一月分の負担増を最大でも3,000円に収める措置の導入についても盛り込まれていますし、高額療養費制度も設けられており、所得に応じて自己負担限度額が定められているため、最大で月1万8,000円を超える額については払い戻しを受けることができるなど、受診する上で、窓口負担が過重にならないよう配慮された制度になっているものであります。

次に、窓口負担が2割となることによる現役世代への影響についての御質問にお答えいたします。

今回の閣議決定の内容は、後期高齢者に対する支援金を負担している若い世代について、負担額が年々増加していることに対して、その増加額を少しでも減少させることを目的としていることから、一定の抑制効果が見込まれるものであります。

次に、窓口負担が2割となることによるコロナ感染対策への影響についての御質問に

お答えいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大防止策については、被保険者に予防行動としての受診控えの傾向が見受けられることから、医療機関での感染予防措置などが考えられます。このようなコロナ禍の影響につきましては、窓口の2割負担が実施される令和4年度後半時点において、どのような状況か推測しかねますが、今回の制度改正は、高齢者の方々に必要な医療体制を維持していくためにも必要なことと考えております。

窓口負担が2割となる一定所得以上の被保険者に対しては、若い世代が後期高齢者医療制度を支えていること、その若い世代の負担増を抑制し、全ての世代が相互に支え合い、必要な財源を確保する社会保障の仕組みについて周知を図り、理解を得ていくことが必要だと考えております。

以上でございます。

○6番（中山 郁美） 議長。

○議長（阿部 寛治） 6番、中山 郁美 議員。

○6番（中山 郁美） 窓口負担の2倍化について、被保険者を始め、現役世代に重大な影響を与えるのではないかと、また新型コロナ感染対策にも逆行するのではないかなどと私は話しましたが、国が判断した、配慮されているなどと人ごとのような無責任な答弁に終止されました。高齢者医療確保法では、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もって国民保険の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とすると定められております。広域連合は、条例でこの法に基づき後期高齢者医療を行うと定められており、連合自身が医療に責任を持たなければならない立場であることは明白であります。国がやることだとして静観することは許されません。若い世代の負担を軽くするなどと言われましたけども、国の責任まったく触れられてないですよ。この後期高齢者医療制度を支えるのは被保険者と現役世代。国は財政支援が極めて不十分なまま、さらにこの財政投入率を下げようとしているというのが実態じゃありませんか。国の責任をもっと明確にして連合として声を上げてほしいですね。私は1問目で連合協議会から国へ出した要望に照らしても、2倍化の方針決定は問題ではないかと尋ねましたが、一定の配慮はなされるなどと国の代弁者のような答弁をされました。大変残念であります。そもそも後期高齢者医療制度そのものが、高齢者を差別するものだとして、国民のごうごうたる批判の中で強行されました。そして、それから13年の間、保険料は全体として上がり続け、一部被保険者には窓口3割負担を押し付け、低所得者への保険料軽減特例の縮小、廃止し保険料を跳ね上げ、そしてこれに加えて今度は2割に上る被保険者に窓口負担を2倍にする。一体どこまで負担を増大させるのか、怒りに堪えません。新年度の保険料については、議案質疑で議論しましたが、コロナ禍で経済的困難が拡大する中で史上最高額になっている保険料を据え置くということは、実質引き上げたことと同じだと言わねばなりません。広域連合には、自治体と同様、様々な相談も寄せられているはずです。

本日はお尋ねしませんでした、コロナ禍で保険料が払えない、病院代が賄えない、怖くて病院に行けない、こういう悲痛な声や相談が届いていることだと思います。だからこそ、連合の協議会としても繰り返し慎重かつ十分な議論を国に要望し続けてきたということは連合長を始め、本広域連合の皆さんこそが一番分かっておられるはずです。これらの声を踏みにじる国の態度に黙っていていいはずがありません。今コロナ禍が私たちに突き付けているのは、必要なときに検査が受けられ、必要なときにいつでも受診したり、入院治療ができる医療保険体制の整備です。それがいかに大切か、私たちは日々思い知らされています。ケアに手厚い社会に力を合わせて向かっていかなければならないそのときに、経済的理由で医療にかかれない方をさらに増やすことなど絶対にあってはならないと思います。今こそ憲法が定める生存権保障に基づく文字どおりの国民皆保険を実現すべきであります。今回の閣議決定は、広域連合協議会が要望した慎重かつ十分な議論が行われたとは到底言えず、抗議するとともに、閣議決定の撤回を求めて、福岡県広域連合単独でも、協議会でも改めて声を上げるべきではないかと思いますが、答弁を求め、私の一般質問を終わります。

○広域連合長（二場 公人） 議長。

○議長（阿部 寛治） 二場広域連合長。

○広域連合長（二場 公人） 国に対する抗議及び閣議決定の撤回要求についての御質問にお答えいたします。

今回の窓口2割負担に係る閣議決定に至るまで、国では、先ほども答弁しましたように、有識者や関係者による慎重かつ十分な議論が重ねられています。

さらに、閣議決定された方針では、激変緩和措置や周知期間も設けられています。これらは、全国広域連合協議会の要望にも十分配慮いただいたものであり、国に対して抗議することはありませんし、福岡県広域連合単独で、若しくは全国広域連合協議会を通じて閣議決定の撤回を求めることも考えておりません。

今回、国が閣議決定した窓口2割負担の方針につきましては、後期高齢者医療制度を支えている若い世代の負担増を抑制し、全ての世代の方々が安心と信頼で支え合う、持続可能な社会保障制度を構築し、次の世代へ引き継いでいくために必要な制度改革だと認識しており、被保険者の皆様を始め、広く周知に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 通告のございました質問は以上でございます。これにて一般質問を終わります。

- 日程第 1 4 請願第 1 号 後期高齢者の医療費窓口負担増の中止を求める請願
- 日程第 1 5 請願第 2 号 後期高齢者医療費「窓口 2 割負担」導入の撤回を求める請願
- 日程第 1 6 請願第 3 号 「後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める」意見書を国に提出してください
- 日程第 1 7 請願第 4 号 「75 歳以上後期高齢者医療費窓口負担の現状維持を求める」意見書を国に提出してください

○議長（阿部 寛治） 次にいきます。日程第 1 4、請願第 1 号「後期高齢者の医療費窓口負担増の中止を求める請願」から日程第 1 7、請願第 4 号「75 歳以上後期高齢者医療費窓口負担の現状維持を求める」意見書を国に提出してください」までの 4 件を一括して議題といたします。

紹介議員に、請願の趣旨の説明を求めます。

6 番、中山 郁美 議員。

○6 番（中山 郁美） 請願第 1 号から請願第 4 号まで紹介議員になっておりますので、一括して趣旨説明をさせていただきます。

まず第 1 号は、福岡・佐賀民医連共同組織連絡会の吉久 安則 会長、第 2 号は全日本年金者組合福岡県本部 牧 忠孝 委員長、請願第 3 号は、福岡県社会保障推進協議会 田村 昭彦 会長、請願第 4 号は、公益社団法人福岡医療団 舟越 光彦 代表理事。以上、4 名から出されているものであります。このいずれも、今般、閣議決定された後期高齢者の医療費窓口負担の 2 割への引上げ、これをやめていただきたい、こういう中身であります。閣議決定の撤回や、あるいは窓口負担の現状維持を求めるなどと、表現は若干違うものの、今、このコロナ禍において、2 割を超える方々が 2 倍負担、2 倍への負担が徹底されてしまう、このことについて、異論を唱えておられる請願であります。この思いを本広域連合から国に意見書として上げてほしい、こういう請願であります。

それぞれの請願に、現在の 75 歳以上の高齢者の方々を始め、コロナ禍の下で苦境に立たされる国民の状況が記されております。とりわけ、この後期高齢者の負担は、これまでも議論されてきたとおりでありますけれども、今、このコロナ禍という経験したことがない中で、数年先の実施とはいえ、2 倍の負担増を決する、このことについて、考え方を凍結してほしい、見直してほしい、こういう切実な願いが込められております。

この中で、例えば請願第 4 号にはですね、福岡医療団が医療機関などで実施された患者アンケート調査の結果が載せられております。ここでは、2 割負担になると困る、かなり困るが 83.4%、2 割負担になることについては、反対が 95%だったと。さらに最も深刻な回答としては、2 割負担になった場合の対応として、病院の通院回数を減らす、薬を減らす、介護サービスを減らすが 51%と過半数を占めていたというものであります。高齢者へのこれ以上の医療費負担の増加は、受診抑制を一層深刻化し、患者の重篤化を引き起こし、医療費の増大を招くばかりか手遅れによる死亡例を増大させることになりかねない、こういう懸念が現場、医療機関から寄せられているところであり

ます。

以上の状況を踏まえ、今日お集まりの議員の皆様、各自治体で住民に寄り添い、住民の声をつぶさに聞いておられる方々ばかりだと思います。ぜひ、住民の声、そしてとりわけ、なかなか声を出すことが難しい75歳以上の高齢者の思いを受け止めていただいて、国に対して意見書という形で代弁していただくように切にお願いするものであります。

これら4本の意見書、請願をぜひとも採択していただきますようお願いをして、趣旨説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） これら請願に対する執行部の参考意見を求めます。

河口事務局次長。

○事務局次長（河口 晴好） 事務局次長の河口と申します。

お手元の配布資料に基づきまして、私の方から、請願に対する広域連合の考え方を御説明申し上げます。

まず、1には国が閣議決定した全世代型社会保障改革の方針を掲げておりますので、後ほど御参照願います。

2に請願に対する広域連合の考え方を記載しております。

一般質問でも答弁しましたとおり、国では、今回の窓口2割負担に係る閣議決定に至るまで、そこに記載のとおり、令和元年9月から、有識者を始め、関係団体の代表者により慎重かつ十分な議論が重ねられています。

さらに、閣議決定された方針では、激変緩和措置や周知期間も設けられており、本広域連合が、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて厚生労働省に要望していた事項にも十分御配慮いただいていると考えているところでございます。

また、今回、国が閣議決定した窓口2割負担の方針では、後期高齢者を支える若い世代の負担額を少しでも抑制することを目指しており、令和2年12月17日に開催された第137回社会保障審議会医療保険部会におけます参考資料では、令和4年度時点で対前年度比3,200円という増加見込み額を700円抑制、令和7年度時点で対前年度比4,000円という増加見込み額を800円抑制する効果があると推計されています。

この抑制効果額につきましては、請願書の中では効果に疑問の声も出されていますが、窓口2割負担の対象者を、現役並み所得者を除く、被保険者の約20%を占める所得上位者に限定するという、後期高齢者と若い世代の双方に配慮した結果の産物であり、本広域連合としては、若い世代の負担増に一定の歯止めをかけることに意義があると考えております。

こうしたことから、今回閣議決定された窓口2割負担の方針につきましては、先ほど広域連合長が答弁しましたとおり、本広域連合としては、後期高齢者医療制度を支えている若い世代の負担増を抑制し、全ての世代の方々が安心と信頼で支え合う、持続可能

な社会保障制度を構築し、次の世代へ引き継いでいくために必要な制度改革だと認識をしているところでございます。

説明は、以上でございます。

○議長（阿部 寛治） これより採決をいたします。

まず、請願第1号について採決をいたします。

お諮りします。請願第1号について、採択することに賛成の議員は起立願います。

（賛成議員の起立）

ありがとうございました。御着席ください。

賛成少数です。よって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第2号について採決いたします。

お諮りします。請願第2号について、採択することに賛成の議員は起立願います。

（賛成議員の起立）

ありがとうございます。御着席ください。

賛成少数です。よって、請願第2号は不採択とすることに決定いたしました。

請願第3号について採決いたします。

お諮りします。請願第3号について、採択することに賛成の議員は起立願います。

（賛成議員の起立）

ありがとうございます。御着席ください。

賛成少数です。よって、請願第3号は不採択とすることに決定いたしました。

請願第4号について採決いたします。

お諮りします。請願第4号について、採択することに賛成の議員は起立願います。

（賛成議員の起立）

ありがとうございます。お座りください。

賛成少数です。よって、請願第4号は不採択とすることに決定いたしました。

以上で、議事日程は、全て終了いたしました。

お諮りいたします。

本定例会において可決された各案件については、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、会議規則第39条の規定により、これを議長に委任願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。よって、本定例会において可決された案件の条項等の整理については、議長に委任することに決定いたしました。

■閉会（午後３時２９分）

これをもちまして、令和３年第１回福岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

会議録署名

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議長

阿部 寛治

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員

有吉 哲信

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員

木原 忠